

## 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名） 2 住所（団体にあっては所在地） 3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年12月24日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

- |                                 |                                       |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| 1 店舗名                           | テックランド足立店                             |
| 2 店舗所在地                         | 足立区平野二丁目1番5号                          |
| 3 設置者名                          | 株式会社ヤマダホールディングス                       |
| 4 設置者住所                         | 群馬県高崎市栄町1番1号                          |
| 5 変更前の駐車場の位置及び収容<br>台数          | 敷地東側ほか 205台                           |
| 6 変更後の駐車場の位置及び収容<br>台数          | 敷地内 127台                              |
| 7 変更前の駐輪場の位置及び収容<br>台数          | 店舗内 168台                              |
| 8 変更後の駐輪場の位置及び収容<br>台数          | 店舗内 168台                              |
| 9 変更前の廃棄物等の保管施設の<br>位置及び容量      | 敷地南側ほか 162.51m <sup>3</sup>           |
| 10 変更後の廃棄物等の保管施設の<br>位置及び容量     | 敷地南東側 1.67m <sup>3</sup>              |
| 11 変更前の来客が駐車場を利用する<br>ことができる時間帯 | 午前9時30分から午後10時15分まで                   |
| 12 変更後の来客が駐車場を利用する<br>ことができる時間帯 | 午前9時30分から午後10時15分まで                   |
| 13 変更前の駐車場の自動車の出入<br>口の数及び位置    | 4箇所 敷地西側ほか                            |
| 14 変更後の駐車場の自動車の出入<br>口の数及び位置    | 4箇所 敷地西側ほか                            |
| 15 変更日                          | 令和8年8月12日                             |
| 16 届出日                          | 令和7年12月11日                            |
| 17 縦覧場所                         | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二<br>丁目8番1号） |

18 縦覧期間	令和7年12月24日から令和8年4月24日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
19 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

#### 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）2 住所（団体にあっては所在地）3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年12月24日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	アトレヴィ大塚
2 店舗所在地	豊島区南大塚三丁目33番1号
3 設置者名	みずほ信託銀行株式会社
4 設置者住所	千代田区丸の内一丁目3番3号
5 変更前の小売業者の氏名又は名称	富士シティオ株式会社 ほか26名
6 変更後的小売業者の氏名又は名称	富士シティオ株式会社 ほか27名
7 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社紅金 ほか5名
8 変更前の小売業者の住所	埼玉県戸田市新曽1030武政ビル1階A, B号室（株式会社紅金）ほか
9 変更後の小売業者の住所	北区堀船一丁目1番2-1605号（株式会社紅金）ほか
10 変更前の小売業者の代表者名	高木 實（株式会社タカギフーズ）ほか
11 変更後的小売業者の代表者名	和泉 吉宣（株式会社タカギフーズ）ほか
12 変更日	令和7年11月1日ほか
13 届出日	令和7年12月10日
14 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
15 縦覧期間	令和7年12月24日から令和8年4月24日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

16	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
1	店舗名	アトレ亀戸
2	店舗所在地	江東区亀戸五丁目1番1号
3	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社ほか1名
4	設置者住所	渋谷区代々木二丁目2番2号ほか
5	変更前的小売業者の氏名又は名称	株式会社成城石井 ほか78名
6	変更後的小売業者の氏名又は名称	株式会社成城石井 ほか78名
7	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社タカギフーズ ほか3名
8	変更前的小売業者の代表者名	高木 實(株式会社タカギフーズ)ほか
9	変更後的小売業者の代表者名	和泉 吉宣(株式会社タカギフーズ)ほか
10	変更日	令和7年9月1日ほか
11	届出日	令和7年12月10日
12	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目8番1号)
13	縦覧期間	令和7年12月24日から令和8年4月24日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)に定める休日を除く。
14	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
1	店舗名	コリーヌ馬事公苑ビル
2	店舗所在地	世田谷区上用賀二丁目4番18号
3	設置者名	三井住友信託銀行株式会社
4	設置者住所	千代田区丸の内一丁目4番1号
5	変更前の設置者の代表者名	橋本 勝
6	変更後の設置者の代表者名	大山 一也
7	変更前的小売業者の氏名又は名称	株式会社T S U T A Y A S T O R E S ほか1名
8	変更後的小売業者の氏名又は名称	株式会社セカンドストリートほか1名
9	変更日	令和6年4月26日ほか
10	届出日	令和7年12月12日
11	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目8番1号)

12	縦覧期間	令和7年12月24日から令和8年4月24日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
13	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
1	店舗名	丸の内パークビルディング・三菱一号館
2	店舗所在地	千代田区丸の内二丁目6番1号、2号
3	設置者名	三菱地所株式会社
4	設置者住所	千代田区大手町一丁目1番1号
5	変更を行った小売業者の氏名又は名称	Buly Japan株式会社 ほか2名
6	変更前的小売業者の住所	千代田区麹町二丁目2番22号7F（株式会社パルメットイノウエ）
7	変更後的小売業者の住所	港区南青山三丁目1番34号3rd MINAMI AOYAMA7階（株式会社パルメットイノウエ）
8	変更前的小売業者の代表者名	畠 善亮（Buly Japan株式会社） ほか
9	変更後的小売業者の代表者名	野崎 正浩（Buly Japan株式会社） ほか
10	変更日	令和7年6月1日ほか
11	届出日	令和7年12月15日
12	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
13	縦覧期間	令和7年12月24日から令和8年4月24日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
14	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
1	店舗名	ドン・キホーテ環七方南町店
2	店舗所在地	杉並区方南町一丁目28番3号
3	設置者名	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
4	設置者住所	渋谷区道玄坂二丁目25番12号
5	変更前の設置者の代表者名	吉田 直樹
6	変更後の設置者の代表者名	森屋 秀樹
7	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ドン・キホーテ
8	変更前的小売業者の代表者名	吉田 直樹
9	変更後的小売業者の代表者名	鈴木 康介

10 変更日	令和7年9月26日
11 届出日	令和7年12月19日
12 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
13 縦覧期間	令和7年12月24日から令和8年4月24日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
14 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1 店舗名	ドン・キホーテ吉祥寺駅前店
2 店舗所在地	武蔵野市吉祥寺南町一丁目9番1号
3 設置者名	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
4 設置者住所	渋谷区道玄坂二丁目25番12号
5 変更前の設置者の代表者名	吉田 直樹
6 変更後の設置者の代表者名	森屋 秀樹
7 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ドン・キホーテ
8 変更前の小売業者の代表者名	吉田 直樹
9 変更後の小売業者の代表者名	鈴木 康介
10 変更日	令和7年9月26日
11 届出日	令和7年12月19日
12 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
13 縦覧期間	令和7年12月24日から令和8年4月24日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
14 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1 店舗名	ドン・キホーテ浅草店
2 店舗所在地	台東区浅草二丁目10番1号
3 設置者名	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
4 設置者住所	渋谷区道玄坂二丁目25番12号
5 変更前の設置者の代表者名	吉田 直樹
6 変更後の設置者の代表者名	森屋 英樹

7 変更を行った小売業者の氏名又 株式会社ドン・キホーテ  
は名称

8 変更前の小売業者の代表者名 吉田 直樹

9 変更後的小売業者の代表者名 鈴木 康介

10 変更日 令和7年9月26日

11 届出日 令和7年12月19日

12 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二  
丁目8番1号）

13 縦覧期間 令和7年12月24日から令和8年4月24日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

14 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1 店舗名 ドン・キホーテ北池袋店

2 店舗所在地 豊島区池袋本町二丁目7番5号

3 設置者名 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホール  
ディングス

4 設置者住所 渋谷区道玄坂二丁目25番12号

5 変更前の設置者の代表者名 吉田 直樹

6 変更後の設置者の代表者名 森屋 秀樹

7 変更を行った小売業者の氏名又 株式会社ドン・キホーテ  
は名称

8 変更前の小売業者の代表者名 吉田 直樹

9 変更後的小売業者の代表者名 鈴木 康介

10 変更日 令和7年9月26日

11 届出日 令和7年12月18日

12 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二  
丁目8番1号）

13 縦覧期間 令和7年12月24日から令和8年4月24日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

14 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。